

韓国における畜舎建築に係る消防用設備の設置等について（調査結果）

令和3年5月28日（金）
自治体国際化協会ソウル事務所

1. 畜舎（牛舎、豚舎、鶏舎）の設置件数

- 韓国消防庁への聞き取りによれば、韓国における動植物関連の施設数は下表のとおりであり、畜舎については約9万箇所。このうち、2020年度に新たに設置されたものは約2,500件。
- なお、本統計の対象となる施設は延べ面積600㎡以上のもの（1,000㎡の区切りでの統計はとっていない）。

（2020.1.1現在、箇所数）

動物及び植物に関する施設	
ア 畜舎（孵化場を含む）	91,903
イ 家畜施設（家畜用運動施設、人工授精センター、管理舎、家畜用倉庫、家畜市場、動物検疫所、実験動物飼育施設等）	13,877
ウ と畜場	169
エ と鶏場	81
オ 作物栽培舎	3,348
カ 種苗培養施設	999
キ 草花・盆栽等の温室	500
ク その他植物関連施設（植物園を除く）	4,692
合計	115,569

2. 消防法令上の畜舎の取扱い

- 消防施設を設置すべき消防対象物については、消防施設法施行令の別表に「特定消防対象物」として列挙されており、畜舎についても、その中の1つとして明記されている。

【参照条文】（抜粋）

○火災予防、消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律（消防施設法）

（定義）

第2条 この法において使用する用語の意味は、次のとおりである。

- 一 「消防施設」とは、消火設備、警報設備、避難救助設備、消火用水設備その他消火活動設備として大統領令で定めるものをいう。
- 二 「消防施設等」とは、消防施設と非常口その他消防関連施設として大統領令で定めるものをいう。
- 三 「特定消防対象物」とは、消防施設を設置すべき消防対象物として大統領令で定めるものをいう。

○火災予防、消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律施行令（消防施設法施行令）

（特定消防対象物）

第5条 法第2条第1項第3号において「大統領令で定めるもの」とは、別表第二の消防対象物をいう。

別表二 特定消防対象物（第5条関連）

1. 共同住宅
2. 近隣生活施設
3. 文化及び集会施設

～ 中略 ～

19. 動物及び植物に関する施設

ア 畜舎（孵化場を含む）

- イ 家畜施設（家畜用運動施設、人工授精センター、管理舎、家畜用倉庫、家畜市場、動物検疫所、実験動物飼育施設、その他これらに類するもの）
- ウ と畜場
- エ と鶏場
- オ 作物栽培舎
- カ 種苗培養施設
- キ 草花・盆栽等の温室
- ク その他植物関連施設（植物園を除く）

3. 消防法令上畜舎に求められる消防用設備等の状況

- 特定消防対象物に求められる消防用設備の基準については、消防施設法施行令の別表において、対象物の規模（延べ面積等）等に応じて詳細に記載されている。このうち、韓国消防庁への聞き取りによれば、畜舎に関連する部分は次のとおり。
- なお、畜舎の場合、一部の消防施設（自動火災探知設備、消火用水設備、連結散水設備）については、設置を免除できるとされている。

1. 消火設備

- 消火器具：延べ面積33㎡以上のもの
- 屋内消火栓設備：延べ面積3,000㎡以上のもの
- 屋外消火栓設備：地上1階及び2階の延べ面積9000㎡以上であるもの。この場合、同区域の2つ以上の特定消防対象物が行政安全部令で定める延焼の恐れがある構造の場合には、これを1つの特定消防対象物とみなす。

2. 警報設備

- 非常警報設備：延べ面積400㎡以上のもの（人が居住していない、又は壁のない畜舎等動植物連施設を除く）、地階又は無窓階の延べ面積150㎡以上のもの
- 自動火災探知設備：延べ面積2,000㎡以上のもの（動物及び植物に関する施設として、柱と屋根のみで構成され、外部と気流が通じる場所を除く）

3. 避難救助設備

- 避難器具：階数が3階以上であり、10階以下のもの
- 避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識：すべての対象物（畜舎として家畜を直接閉じ込めて飼育する部分は除く）
- 非常照明灯：地階又は無窓階の延べ面積450㎡以上のものは、その地階又は無窓階

4. 消火用水設備：延べ面積5,000㎡以上のもの

5. 消火活動設備

- 連結送水管設備：地階の階数が3階以上で地階の延べ面積が1,000㎡以上のもの
- 連結散水設備：地階（避難階で主な出入口が道路に接する場合を除く）の延べ面積が150㎡以上のもの
- 非常コンセント設備：地階の階数が3階以上で地階の延べ面積が1,000㎡以上のものは、地階の全ての階
- 無線通信補助設備：地階の延べ面積が3,000㎡以上であるもの、又は地階の階数が3階以上で地階の延べ面積が1,000㎡以上であるものは、地階の全ての階

【参照条文】（抜粋）

○火災予防、消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律（消防施設法）

（特定消防対象物に設置する消防施設の維持・管理等）

第9条 特定消防対象物の関係人は、大統領令で定める消防施設を消防庁長が定めて告示する火災安全基準に従って設置又は維持・管理しなければならない。

（特定消防対象物別に設置しなければならない消防施設の整備等）

第9条の4 第9条第1項により大統領令で消防施設を定めるときは、特定消防対象物の規模・用途及び収容人員等を考慮しなければならない。

（消防施設基準適用の特例）

第11条

4 次の各号のいずれかに該当する特定消防対象物のうち大統領令で定める特定消防対象物には、第9条第1項前段にかかわらず大統領令で定める消防施設を設置しないことができる。

二 火災安全基準を適用することが困難な特定消防対象物

○火災予防、消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律施行令（消防施設法施行令）

（特定消防対象物の規模等に応じて備えなければならない消防施設）

第15条 法第9条第1項前段及び第9条の4第1項の規定により特定消防対象物の関係人が特定消防対象物の規模・用途及び別表四により算定された収容人員等を考慮して備えるべき消防施設の種類は、別表五のとおりとする。

別表五 特定消防対象物の関係人が、特定消防対象物の規模・用途及び収容人員等を考慮して備えるべき消防施設の種類（第15条関連）

～ 略 ～ ※4ページ参照

(消防施設を設置しない特定消防対象物の範囲)

第18条 法第11条第4項の規定により消防施設を設置しないことができる特定消防対象物及び消防施設の範囲は、別表七のとおりとする。

別表七 消防施設を設置しないことができる特定消防対象物及び消防施設の範囲(第18条 関連)

区分	特定消防対象物	消防施設
2. 火災安全基準の適用が困難な特定消防対象物	浄水場、プール、風呂場、 <u>農芸・畜産・魚類養殖用施設</u> 、その他これらに類する用途で用いられるもの	<u>自動火災探知設備</u> 、 <u>上水道消火用水設備</u> 及び <u>連結散水設備</u>

4. 畜舎建築に当たっての消防機関の関与

- 畜舎建築に当たっての消防機関の関与としては、消防施設法において、日本と同様に消防同意の制度が規定されている。建築許可等の権限のある行政機関は、あらかじめ管轄の消防本部長又は消防署長の同意を得なければならない。

【参照条文】（抜粋）

○火災予防、消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律（消防施設法）

（建築許可等の同意等）

第7条 建築物等の新築・増築・改築・再築・用途変更又は大修繕の許可・協議及び使用承認の権限のある行政機関は、建築許可等をする際にあらかじめその建築物等の施工地又は所在地を管轄する消防本部長又は消防署長の同意を得なければならない。

2 建築物等の大修繕・増築・改築・再築又は用途変更の届出を受理する権限を有する行政機関は、その届出を受理した場合、その建築物等の施工地又は所在地を管轄する消防本部長又は消防署長に遅滞なく、その旨を知らせなければならない。

4 消防本部長又は消防署長は、第1項の規定による同意を求められた場合、その建築物等がこの法又はこの法に基づく命令に従っているかどうかを検討の上、行政安全部令で定める期間内に、当該行政機関に同意の有無を知らせなければならない。

5 第1項の規定により使用の承認についての同意をするときは、消防施設工事業法第14条第3項の規定による消防施設工事の完成検査証明書を交付することにより同意に代えることができる。この場合においては、第1項の規定による建築許可等の権限を有する行政機関は、消防施設公社の完成検査証明書を確認しなければならない。

6 第1項の規定による建築許可等をするに当たって、消防本部長又は消防署長の同意を得なければならない建築物等の範囲は、大統領令で定める。

○火災予防、消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律施行令（消防施設法施行令）

（建築許可等の同意対象物の範囲等）

第12条 法第7条第1項の規定により建築許可等をするに当たって、あらかじめ消防本部長又は消防署長の同意を得なければならない建築物等の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 延べ面積（建築法施行令第119条第1項第4号により算定された面積をいう）が400平方メートル以上の建築物。
 - 四 地下階又は無窓層がある建築物で、床面積が100平方メートル以上の階があるもの
- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する特定消防対象物は、消防本部長又は消防署長の建築許可等の同意の対象から除かれる。
- 二 建築物の増築又は用途の変更により当該特定消防対象物に追加で消防施設が設置されない場合、その特定消防対象物
- 3 法第7条第1項により建築許可等の権限を有する行政機関は、建築許可等の同意を得ようとする場合には、同意要求書に行政安全部令で定める書類を添付して、当該建築物等の所在地を管轄する消防本部長又は消防署長に同意を求めなければならない。この場合、同意を求められた消防本部長又は消防署長は、添付書類の不備がある場合には、その書類の補完を求めることができる。

(参考) 消防関係の規制緩和の動き

- ▶ これまで、畜舎への消防用設備等の設置に係る負担軽減を図るため、法令改正を通じて規制緩和が行われてきた。具体的には、人が居住していない、又は壁のない畜舎等への非常警報設備の設置免除、家畜を直接閉じ込めて飼育する部分への避難誘導灯の設置免除など。
- ▶ なお、現在、韓国政府で検討している規制緩和の内容のうち、主なものは以下のとおり（韓国消防庁が緩和要望を受けているもの）。
 - ・屋内消火栓設備の設置免除
 - ⇒ 畜舎の場合、人が常駐しておらず、火災発生時に内部の消火施設を利用する場合はまれであり、ほとんどは外部から鎮火するため。
 - ・屋外消火栓設備の設置免除
 - ⇒ 消火前に火災が自然鎮火する場合も多いため。
 - ・非常警報設備の設置免除
 - ⇒ 畜舎の場合、人が常駐しておらず、避難のための警報設備は不要であるため。
 - ・自動火災探知設備の設置免除
 - ⇒ 免除規定があるものの、実際にはほとんどの自治体で設置が義務付けられているため、消防施設法施行令の別表五に明記すべき。また、畜舎の場合、人が常駐しておらず、探知設備を設置しても効果がないため自主性に任せるべき。

<規制緩和に関する新聞記事>

畜舎消防施設の緩和が必要

人が居住していない動物飼育空間には、必要ではない消防施設の設置規定を緩和する必要があるという意見が提起された。特に牛・乳牛を飼育する壁のない畜舎については屋内消火栓、誘導灯設置規定を必ず廃止しなければならないと明らかにした。

大韓韓豚協会は、こうした畜舎消防施設の義務緩和に係る内容を整理した改善案を政府に建議した。

消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律では、畜舎には△屋内消火栓（延べ面積3000㎡以上）△非常警報（無窓階床面積150㎡以上）△自動火災探知設備（延べ面積200

0㎡以上) △避難口誘導灯、通路誘導灯及び誘導標識の設置が義務付けられている。

韓豚協会の関係者は「人が住居する空間がない畜舎に必要ではない消防施設を義務的に設置する場合、畜舎の建築費用、畜舎の許認可、無許可畜舎の適法化及び活性化などに問題が生じる」と指摘した。

また、「畜舎の場合、人が常駐していないため、火災発生時に内部消火施設を利用するケースはほとんどなく、大半は外部で消火する」とし、「畜舎で火災が発生した場合、避難のための非常警報や誘導などの必要はない。家畜を直接閉じ込めない畜舎の廊下に対する誘導灯表示の義務規定を削除すべきだ」と強調した。

出典：畜産経済新聞（2017.3）